

エプソングループ調達ガイドライン
<エプソンサプライヤー行動規範>
Ver4.0

セイコーエプソン株式会社

制定：2005年4月

改訂：2018年11月

目 次

1. はじめに
2. エプソンの経営理念・企業行動原則
3. CSR 調達方針
4. エプソンサプライチェーンの目指す姿
5. エプソンのサプライチェーン戦略
6. エプソンサプライヤー行動規範
7. サプライヤー様への要請事項
8. サプライヤー様評価プログラム
9. サプライヤー様通報制度について

1. はじめに

エプソンは経営理念に基づき、商品・サービスの提供を通じ、さまざまな社会課題の解決に取り組み、より良い社会の実現を目指して活動しています。この活動は、CSR^{※1}(企業の社会的責任)活動そのものであり、エプソンは経営理念の実現を目指した取り組み全てが CSR 活動であると考えています。

※1 CSR : Corporate Social Responsibility

近年、この CSR 活動に対する商品のサプライチェーン（生産・調達）全体での取り組みにステークホルダーの関心が高まっています。

エプソンは、品質・コスト・納期など、直接事業活動に影響を与える要素ばかりでなく、人権、労働環境、環境などの社会課題解決に対しても、エプソンの役員、社員はもとより、全てのサプライチェーン^{※2}で取り組むことにより、企業としての社会的責任を果たし、世の中の人々から信頼され、社会と共に持続的に成長を遂げていきたいと考えます。

※2 サプライチェーンとは、生産材のみならず、事業活動に必要な事務消耗品、機械、設備などの購入およびサービスを含みます。

エプソングループ調達ガイドラインは、エプソンがサプライヤーの皆様とともに、社会の一員としてよりよい社会を実現するために、どのような考えに立ち、何をなすべきかを示したものです。

サプライヤーの皆様におかれましては、このガイドラインの主旨を理解したうえで同意し、ガイドラインに沿った行動・実践をお願いいたします。また、サプライヤー様のサプライチェーンに対しても、エプソングループ調達ガイドラインへの理解・浸透を図っていただきたいと思います。

エプソンは、サプライヤー様と志をひとつにして CSR 活動に取り組み、責任あるサプライチェーンを推進することにより、より良い社会の実現を目指す所存ですので、何卒、ご理解・協力をお願いいたします。

2. エプソンの経営理念・企業行動原則

経営理念は、エプソンの経営のあるべき姿を示しています。

エプソンは、経営理念の根底に流れる「信頼経営」の思想に基づき、企業行動原則に則り自主的に行動し、社会的責任を果たしていきます。そして、お客様にとって、社会にとって、「なくてはならない会社」を目指します。

経営理念

お客様を大切に、地球を友に、
個性を尊重し、総合力を発揮して
世界の人々に信頼され、社会とともに発展する
開かれた、なくてはならない会社でありたい。
そして社員が自信を持ち、
常に創造し挑戦していることを誇りとしたい。

EXCEED YOUR VISION

私たちエプソン社員は、
常に自らの常識やビジョンを超えて挑戦し、
お客様に驚きや感動をもたらす
成果を生み出します。

企業行動原則

1. お客様満足の追求

私たちは、常にお客様の視点に立ち、世界中のお客様に喜ばれ信頼される商品やサービスを創り続けます。

2. 自然環境の尊重

私たちは、企業活動と地球環境との調和を目指し、高い目標の環境保全に積極的に取り組みます。

3. 人材開発と組織力の向上

私たちは、多様な人々の価値を最大限活かし、個人と組織の間の相乗効果により、組織力を高めます。

4. 人権の尊重、安全・健康・公正な労働環境づくり

私たちは、基本的人権を尊重し、差別のない、明るく、安全・健康で公正な労働環境をつくります。

5. 実効あるガバナンスとコンプライアンス

私たちは、実効ある企業統治と内部統制の下で、法規制などのルールを守り、高い倫理観をもって、全ての活動にあたります。

6. 人・資産の安全と情報セキュリティの確保

私たちは、人と企業資産の安全を守り、全ての情報管理において厳重な注意を払って行動します。

7. ビジネスパートナーとの共存共栄

私たちは、サプライヤー、販売チャンネル、協業先など全てのビジネスパートナーに、高い水準の倫理行動を求めると同時に、パートナーの自主自立を尊重しつつ共存共栄を目指します。

8. コミュニティーとの発展

私たちは、活動する全ての地域社会および世界の国々に対して、積極的に貢献し、ともに発展できる関係をつくります。

9. ステークホルダーとの誠実な対話

私たちは、正直かつ積極的にステークホルダーに情報を伝えるだけでなく、ステークホルダーの意見に謙虚に耳を傾けます。

3. CSR 調達方針

エプソンは、「公平公正・共存共栄」を基本に、世界各国・地域のビジネスパートナーと相互信頼関係を築き、共に発展していくことを目指した調達活動を展開するため、「調達基本方針」を定めています。

調達基本方針

- 1) 調達先とは「公平公正・共存共栄」を基本にし、相互信頼にもとづく「良きパートナー」の関係をつくる。
- 2) 事業を展開する全ての地域において高い倫理観と社会的良識をもって各国の法令や国際ルールおよびその精神を遵守した調達活動を推進する。
- 3) 環境負荷低減を意識した調達に努め、常に品質、価格、納期の安定と適正化をはかる。

4. エプソンサプライチェーンの目指す姿

エプソンサプライチェーンは、人権、労働環境、環境、遵法、倫理、品質、情報セキュリティに関して、エプソンとサプライヤーが同じ姿勢のもと、協働で社会課題の解決に取り組み、持続可能な社会の実現に貢献することを目指します。

5. エプソンのサプライチェーン戦略

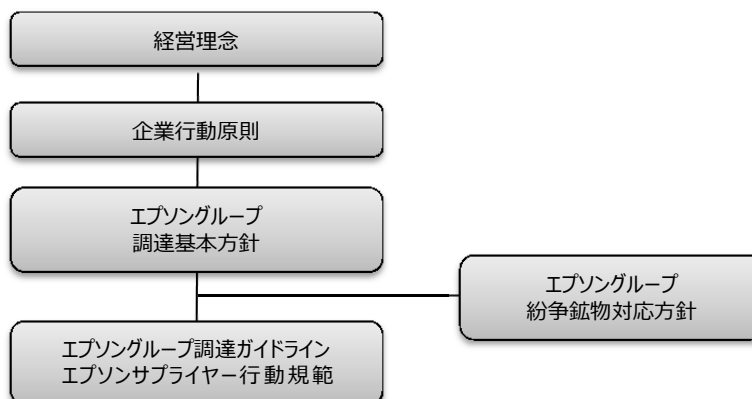
サプライチェーンで調達活動を推進する際に重視すべき事項を、経営理念、企業行動原則、調達基本方針に基づき6項目に整理し、サプライチェーン全体の最優先事項として取り組んでいます。

サプライチェーン戦略

- 1) お客様価値を創造する商品とサービスの提供
 - ・『顧客優先』を基本とした品質と納期、市場競争力のある価格を確保し、世界中のお客様に喜ばれ信頼される商品とサービスを創り続ける体制を確立します
- 2) 環境保全への積極的な取り組み
 - ・製造過程で生じる社会、環境、天然資源への悪影響を最小限に抑えます
 - ・商品やサービスのライフサイクルにわたる環境負荷低減に取り組みます
- 3) 法令、社会規範の遵守と高い倫理観に基づく行動の実践
 - ・各国の法令、社内規定、企業倫理を守る体制を確立し、遵守します
 - ・公正・公平（「約束は守る」、「嘘はつかない」、「隠さない」）を実践します
 - ・贈収賄、腐敗、恐喝などあらゆる不正を排除し、誠実な行動に徹します
 - ・適切な情報開示により透明性を確保し、社会に対する説明責任を果たします
- 4) 人権の尊重
 - ・人種、性別、国籍、障害、宗教などによる差別は徹底的に排除します
 - ・強制労働、奴隷労働、児童労働を含む、非人道的な扱いは一切禁止します
- 5) 安全・健康・公正な労働環境の確保
 - ・安全と清潔が維持され、安心して健康的に働ける風土と労働環境を実現します
 - ・適正な、評価・労働時間管理・賃金の支払いによる公正な職場環境を実現します
- 6) 事業継続マネジメントの構築
 - ・事故や災害などを未然に防ぐ仕組みと、有事が発生しても早期に事業を再開できる体制を確立します

6. エプソンサプライヤー行動規範

エプソン調達活動の体系図



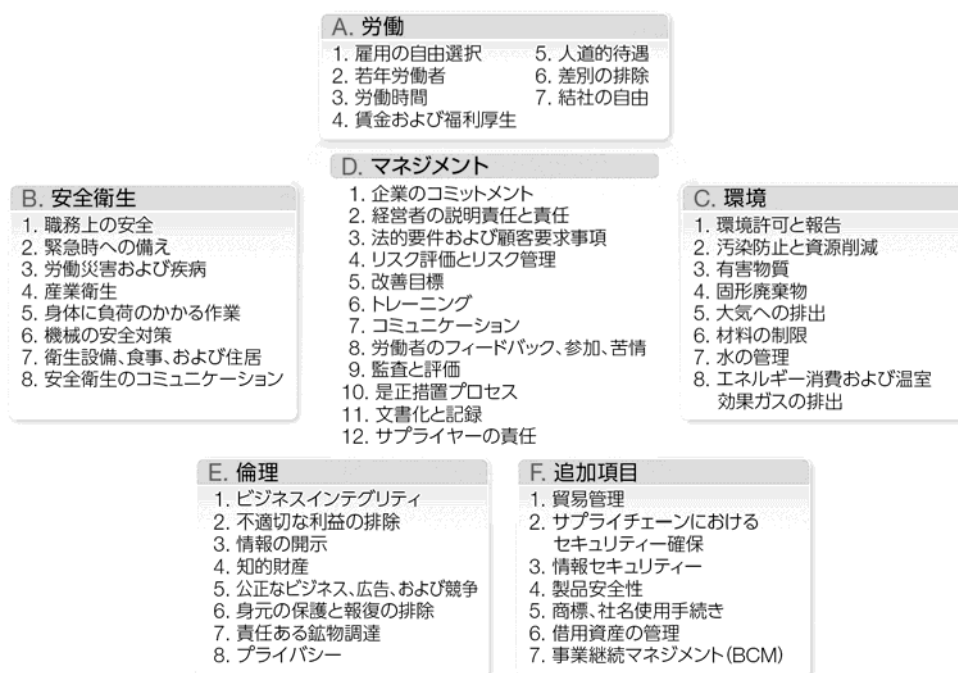
「エプソンサプライヤー行動規範」は、RBA（Responsible Business Alliance：責任ある企業同盟）行動規範に準拠し、サプライヤーの労働環境が安全であること、労働者に対しては敬意と尊厳を持って処遇すること、さらに環境への責任を持ち、業務を倫理的に行うための行動基準を示したものです。

RBA 行動規範：<http://www.responsiblebusiness.org/standards/code-of-conduct/>

本規範は、生産材のみならず、事業活動に必要な事務消耗品、機械、設備などの購入およびサービスを含む全ての取引に関わるサプライヤーおよびそのサプライチェーン全体に取り組んでいただくものです。

本規範を実践する前提として、サプライヤーはすべての事業活動で、事業を行う国の法律、規則、および規制を完全に遵守して業務を行うべきことを理解している必要があります。また、サプライヤーは法令遵守だけでなく、社会的・環境的責任およびビジネス倫理を促進するために、国際的に認知された基準に基づく事業活動の実現を目指していただきたいと思います。

本規範は6つのセクションにより構成され、セクションA～Eは、RBA行動規範に準拠し、「労働」、「安全衛生」、「環境」、「マネジメント」、「倫理」の要求事項を定め、Fはエプソンの重要施策を追加項目として加えています。



A. 労働

サプライヤーは労働者の人権を支持し、国際社会から理解されるよう、尊厳と敬意をもって彼らに接することに取り組みます。これは、臨時社員、移民労働者、学生、契約社員、直接雇用者、およびその他の就労形態の労働者を含む、すべての労働者に適用されます。

1) 雇用の自由選択

強制、拘束（債務による拘束を含む）または拘留労働、非自発的または搾取的囚人労働、奴隷または人身売買による労働力を用いてはなりません。これには、労働またはサービスのために脅迫、強制、強要、拉致、または詐欺によって人を移送、隠匿、採用、移動、または受け入れることも含まれます。会社が提供した施設への出入りに不当な制限を与えたり、施設における労働者の移動の自由に不当な制限を課してはなりません。雇用プロセスの一環として、労働者が母国を離れる前に、雇用条件の記述を含む母国語での書面による雇用契約書を提供する必要があります。また、現地の適用法を満たし、同等以上の条件を提供するような変更が行われない限り、受け入れ国に到着した時点で雇用契約への代替または変更は許可されないものとします。すべての作業は自発的でなくてはならず、労働者は随時職場を離れる、または雇用を終了する自由があります。雇用者およびエージェントは、政府発行の身分証明書、パスポート、または労働許可書（これらの保持が法律で義務付けている場合を除く）など、従業員の身分証明書または移民申請書を保持したり、またはその他破壊、隠匿、没収したり、もしくは従業員による使用を阻止してはなりません。労働者は、雇用者または代理人の就職斡旋手数料または雇用に関わるその他手数料を支払う必要はないものとします。労働者がこうした手数料を支払ったことが判明した場合は、その手数料は当該労働者に返金されるものとします。

2) 若年労働者

児童労働は、いかなる製造段階においても使用してはなりません。ここで言う「児童」とは、15歳、または義務教育を修了する年齢、または国の雇用最低年齢の内、いずれか最も高い年齢に満たない者を指します。合法的な職場学習プログラムの使用は、すべての法規制が遵守されている限り、支援されます。18歳未満の労働者（若年労働者）を夜勤や残業を含む、健康や安全が危険にさらされる可能性がある業務に従事させてはなりません。サプライヤーは、適用される法規制に従った、学生の記録の適切な維持、教育パートナーの厳格なデューデリジエンス、および学生の権利の保護により、学生労働者の適切な管理を確保するものとします。サプライヤーは、適切なサポートとトレーニングをすべての学生労働者に提供するものとします。

現地の適用法がない場合、学生労働者、インターン、および見習いの賃金率は、同様または類似の作業を行っている他の新人労働者と同じ賃金率でなくてはなりません。

3) 労働時間

ビジネス慣行の数々の研究によると、労働者の過労は、生産性の低下、離職の増加、怪我および疾病の増加と明確なつながりがあることがわかっています。労働時間は、現地の適用法で定められている限度を超えてはなりません。さらに、一週間あたりの労働時間や超過勤務時間に関する法令を遵守しなければなりません。従業員に7日間に1日以上以上の休日を与えなくてはなりません。

4) 賃金および福利厚生

労働者に支払われる報酬は、最低賃金、残業、および法的に義務付けられている福利厚生に関連する法律を含め、すべての適用される賃金に関する法律を遵守しなければなりません。現地法を遵守して、残業に関して通常の時給より高い賃率で労働者に支払われなければなりません。懲戒処分としての賃金からの控除は、認められないものとします。各支払期間に、労働者へ、実施した業務に対する正確な報酬を確

認するための十分な情報を含む、理解可能な給与明細書を適切な時期に提供しなければなりません。臨時社員、派遣社員、および外注した労働力の使用はすべて、現地法の制限を受けます。

5) 人道的待遇

労働者に対するセクシャルハラスメント、性的虐待、体罰、精神的もしくは肉体的な抑圧、または言葉による虐待などの不快で、非人道的な待遇があってはならず、またかかる待遇の恐れがあってはなりません。これらの要件に対応した懲戒方針および手順が明確に定義され、労働者に伝えられなければなりません。

6) 差別の排除

サプライヤーは、ハラスメントおよび非合法的な差別のない職場づくりに尽力する必要があります。会社は、賃金、昇進、報酬、および研修の利用などの採用や雇用慣行において、人種、肌の色、年齢、性別、性的指向、性同一性と性表現、民族または国籍、障害の有無、妊娠、宗教、所属政党、所属組合であるかどうか、軍役経験の有無、保護された遺伝情報、または結婚歴に基づく差別を行ってはなりません。労働者が宗教上の慣習を行うよう、適度な範囲で便宜を図るものとします。さらに、労働者または雇用見込みの労働者に、差別的に使用される可能性がある医療検査または身体検査を受けさせてはなりません。

7) 結社の自由

現地法に従い、サプライヤーは、すべての労働者が、団体交渉を行い、また平和的集会に参加するために、自分が選択した労働組合を結成し、また労働組合に参加する権利を尊重し、またかかる活動を差し控える権利も尊重するものとします。労働者および／または彼らの代表者は、差別、報復、脅迫、またはハラスメントを恐れることなく、労働条件および経営慣行に関する意見および懸念について、経営陣と率直に意思疎通を図り、共有できるものとします。

B. 安全衛生

サプライヤーは、業務上の怪我や病気を最小限に抑えることに加えて、安全で衛生的な作業環境が、製品およびサービスの品質、製造の一貫性、ならびに労働者の定着率および勤労意欲を向上させることを認識しています。サプライヤーはまた、職場での安全衛生の問題を特定および解決するために、労働者からの意見と労働者の教育が今後も不可欠であることを認識しています。

1) 職務上の安全

労働者の潜在的な危険（たとえば、化学物質、電気およびその他のエネルギー源、火、車両、および落下の危険）への暴露の可能性に対し、適切な設計、工学的および管理による統制、予防保全、および安全作業手順（ロックアウト／タグアウトを含む）、および継続的な安全上のトレーニングを通して、特定、評価、管理されなければなりません。これらの手段により、危険を適切に管理することができない場合、労働者には、これらの危険に関連するリスクに関する、適切で、正しく保守された個人保護具および教材が提供されなければなりません。高い危険性のある労働環境から妊娠中の女性・育児中の母親の割り当てを外し、職務に関連するものを含む、妊娠中の女性と育児中の母親への労働安全衛生上のリスクをなくすか軽減する、および育児中の母親の適切な施設を含める等、適切な手順を踏む必要もあります。

2) 緊急時への備え

潜在的な緊急事態および緊急時は、特定・評価され、その影響は、緊急事態発生報告、従業員通知および避難手順、労働者の教育訓練、適切な火災探知器および消火器、分かり易く障害物のない出口、適切な退出施設および復旧計画を含む、緊急対策計画および対応手順の実施により、最小限に抑えら

れなければなりません。かかる計画および手順は、生命、環境、および資産への損害を最小化することに重点を置くものとします。

3) 労働災害および疾病

労働者からの報告の奨励、労働災害および疾病の事例の分類および記録、必要な治療の提供、ケースの調査、および原因をなくすための是正措置の実施、ならびに労働者の職場復帰の促進のための規定を含む、手順および体系が、労働災害および疾病を防止、管理、追跡、および報告するために実施されなければなりません。

4) 産業衛生

労働者の化学的、生物学的、物理的物質への暴露は、管理体系に基づき、特定、評価、管理されなければなりません。危険の可能性は、適切な設計、工学的および運営管理による制御によって、排除するか、統制されなければなりません。かかる手段により、危険を適切に管理することができない場合、労働者は、適切な、よく維持された、個人用保護具が提供され、これを使用しなければなりません。保護プログラムには、これらの危険に関わるリスクに関する教材が含まれます。

5) 身体に負荷のかかる作業

手作業による原材料取り扱い、重量物または反復的な持ち上げ作業、長時間の立ち作業、および極度に繰り返しの多い、または力の要る組み立て作業など、労働者の身体に負荷のかかる作業の危険への暴露は、特定、評価、管理されなければなりません。

6) 機械の安全対策

生産機械およびその他の機械は、安全上の危険を評価する必要があります。機械により労働者が怪我をする危険がある場合、物理的な保護、インターロック、障壁を設置し、適切に保守管理しなければなりません。

7) 衛生設備、食事、および住居

労働者は、清潔なトイレ施設、飲料水の利用、および衛生的な食品の調理、保存、および食事のための施設を提供されなければなりません。サプライヤーまたは労働者斡旋業者が提供する労働者の寮は、清潔かつ安全に維持され、適切な緊急時の非常口、入浴およびシャワーのための温水、適切な照明と換気、個人的な所有物および貴重品を保管するための個別に確保された施設、および適切に出入りできる適切な広さの個人スペースを提供しなければなりません。

8) 安全衛生のコミュニケーション

サプライヤーは、労働者の母国語または理解できる言語で、労働者が暴露することになるあらゆる特定される職場の危険（機械、電気、化学、火災、および物理的危険を含むがこれに限定されない）について、適切な職場の安全衛生情報とトレーニングを提供しなければなりません。安全衛生関連の情報は、施設内に明確に掲載されるか、労働者が特定、アクセスできる場所に格納されるものとします。トレーニングは、作業の開始前にすべての労働者に、それ以降は定期的に提供します。労働者側から安全上の懸念を提起することが奨励されます。

C. 環境

サプライヤーは、環境面の責任が世界水準の製品の製造に不可欠であることを認識しています。製造作業においては、公衆の安全衛生を守りながら、地域、環境、および天然資源への有害事象を最小限に抑えなければなりません。

1) 環境許可と報告

必要とされるすべての環境許可（たとえば、排出のモニタリング）、許可、および登録を取得・維持し、最新の状態に保ち、その業務および報告に関する要件を遵守しなくてはなりません。

2) 汚染防止と資源削減

汚染物質の排出、および廃棄物の発生は、発生源で、または汚染防止機器の設置、生産、メンテナンス、設備プロセスの変更などの実践、あるいは他の手段で最低限に抑えるか、なくす必要があります。水、化石燃料、鉱物、原生林製品などの天然資源の使用は、浪費しないようにするか、生産、メンテナンス、設備プロセスの変更、材料の代替、再利用、保全、リサイクル、または他の手段などを実践する必要があります。

3) 有害物質

人体や環境に対して危険をもたらす化学物質およびその他の物質は、特定、ラベル付け、および管理され、安全な取り扱い、移動、保存、使用、リサイクルまたは再利用、および廃棄を確実にするよう管理しなければなりません。

4) 固形廃棄物

サプライヤーは、固形廃棄物（有害物以外）の特定、管理、削減、および責任ある廃棄またはリサイクルを行うための体系的なアプローチを実施するものとします。

5) 大気への排出

揮発性の有機化合物、エアロゾル、腐食性物質、微粒子、オゾン層破壊物質、および業務で発生する燃焼の副産物は、排出される前に必要に応じて特性確認、日常的監視、制御、および処理をしなければなりません。サプライヤーは、大気排出管理システムの動作を日常的に監視するものとします。

6) 材料の制限

サプライヤーは、製品および製造（リサイクルおよび廃棄物のラベル付けを含む）における特定の物質の禁止または制限に関する、すべての適用される法律、規制、および顧客要求事項を遵守しなければなりません。

7) 水の管理

サプライヤーは、水源、使用、排出を文書化し、特性を示して、モニタリングするほか、節水機会を探し、汚染経路を管理する水の管理を実施するものとします。あらゆる排水は、排出・廃棄する前に、必要に応じて特性を示し、モニタリング、管理、処理を実施しなければなりません。サプライヤーは、廃水処理システムと封じ込めシステムの動作を日常的に監視し、最適な動作と規制の順守を確保するものとします。

8) エネルギー消費および温室効果ガスの排出

エネルギー消費、およびすべての関連するスコープ 1 および 2 の温室効果ガスの排出は、施設および／または会社レベルで追跡および文書化されなければなりません。サプライヤーは、エネルギー効率を改善し、エネ

ルギー消費および温室効果ガスの排出を最小化できるコスト効率の良い方法を追求しなければなりません。

D. マネジメントシステム

サプライヤーは、本規範の内容に関連する範囲のあるマネジメントシステムを採用、または構築するものとします。マネジメントシステムは、以下を確保することを目的とするものとします。(a) サプライヤーの業務および製品に関連する適用法、規制、および顧客要求事項の遵守、(b) 本規範への適合、および(c) 本規範に関連した運用リスクの特定と軽減。これらにより、継続的改善が期待できます。

1) 企業のコミットメント

経営幹部により是認され、現地の言語で施設内に掲示されたコンプライアンスおよび継続的改善へのサプライヤーの取り組みを確認する、企業の社会環境に対する責任方針の記述。

2) 経営者の説明責任と責任

サプライヤーは、マネジメントシステムと関連プログラムの実施の確保を担当する上級役員および会社の代表者を明確に特定します。上級管理職は、定期的にマネジメントシステムの状態をレビューします。

3) 法的要件および顧客要求事項

本規範の要件を含む、適用される法律、規制、および顧客要求事項を特定、監視、および理解するプロセス。

4) リスク評価とリスク管理

法令遵守、環境安全衛生^{※3}、およびサプライヤーの業務に関連する労働慣行および倫理リスクを特定するプロセス。特定されたリスクを管理し、規制の遵守を確保するために、各リスクの相対的な重要性を決定し、適切な手順による管理および物理的制御を実施します。

※3 環境安全衛生のためのリスク評価に含まれるべきエリアは、生産現場、倉庫および保管施設、工場/施設支援機器、研究所および試験エリア、公衆衛生施設（トイレ）、キッチン/カフェテリア、および労働者の住宅/寮です。

5) 改善目標

サプライヤーの社会的・環境的責任を改善するための文書化された業績目標、ターゲット、および実施計画（かかる目標の達成におけるサプライヤーの業績に関する定期的評価を含む）。

6) トレーニング

サプライヤーの方針、手順、および改善目標を実施し、適用される法規制の要求事項を満たすための、マネージャーおよび労働者に対する研修プログラム。

7) コミュニケーション

サプライヤーの方針、実践、期待、および業績に関する明確で正確な情報を労働者、自社のサプライヤー、および顧客に伝達するためのプロセス。

8) 労働者のフィードバック、参加、苦情

本規範に記載されている実践と条件に関する従業員の理解、またはそれらに対する違反を評価し、フィードバックを得て、継続的改善を促進するための、効果的な苦情のメカニズムを含む継続的なプロセス。

9) 監査と評価

法規制の要求事項、本規範の内容、および社会的、環境面の責任に関連する顧客の契約上の要求事項への適合を確保するための定期的な自己評価。

10) 是正措置プロセス

社内外の評価、点検、調査、および審査によって特定された不備に対する適時の是正プロセス。

11) 文書化と記録

規制の遵守、会社の要求事項への適合、ならびにプライバシーを保護するための適切な機密性を確保するための文書および記録の作成と維持。

12) サプライヤーの責任

規範の要求事項を自社のサプライヤーに伝達し、サプライヤーの規範の遵守を監視するためのプロセス。

E. 倫理

社会的責任を果たし、市場での成功を達成するために、サプライヤーおよびその代理人は、以下を含む最高基準の倫理を支持しなければなりません。

1) ビジネスインテグリティ

すべてのビジネス上のやりとりで最高基準のインテグリティが維持されなければなりません。サプライヤーは、あらゆる種類の贈収賄、腐敗、恐喝、および横領を一切禁止する方針を保持するものとします。

2) 不適切な利益の排除

賄賂またはその他の不当もしくは不適切な利益を得るための手段を、約束、申し出、許可、提供、または容認してはなりません。この禁止には、ビジネスを保持する、ビジネスを何者かに割り当てる、またはその他不適切な利益を得るために、第三者を通して、直接的または間接的に価値のあるものを約束、申し出、許可、提供、または容認することが含まれます。腐敗防止法令の遵守を確保するために、モニタリングおよび実施手順が実施されるものとします。

3) 情報の開示

すべての商取引は、透明性をもって実施され、サプライヤーの会計帳簿や記録に正確に反映される必要があります。サプライヤーの労働、安全衛生、環境活動、ビジネス活動、組織構造、財務状況、および業績に関する情報は、適用される規制と一般的な業務慣行に従って、開示されなければなりません。サプライチェーンにおける記録の改ざん、または状況または慣行の虚偽表示は容認されません。

4) 知的財産

知的財産権が尊重され、技術やノウハウの移転は、知的財産権が守られた形で行われなければならない、また、顧客および自社のサプライヤーの情報が保護されなければなりません。

5) 公正なビジネス、広告、および競争

公正なビジネス、広告、および競争の基準が支持されなければなりません。

6) 身元の保護と報復の排除

法律により禁止されていない限り、自社のサプライヤーおよび従業員の内部告発者^{※4}の機密性、匿名性、および保護を確保するプログラムが維持されなければなりません。サプライヤーは、人員が報復の恐れなしに懸念を提起できるコミュニケーションプロセスを保持する必要があります。

※4 内部告発者の定義：会社の従業員もしくは役員、または公務員もしくは公的機関による不適切な行動に関する開示を行う者。

7) 責任ある鉱物調達

サプライヤーは、製造している製品に含まれる tantalum、錫、tungsten、および金、Congo民主共和国または隣接国で深刻な人権侵害を行っている武装グループを直接的または間接的に利するか、その資金源になっていないことを合理的に保証する方針を保持するものとします。サプライヤーは、鉱物の原産地と流通地域について due diligence を実施し、また顧客の要望に応じてその手段を顧客に開示するものとします。

8) プライバシー

サプライヤーは、自社のサプライヤー、顧客、消費者、および従業員など、取引を行う者全員の個人情報に関する合理的なプライバシーへの期待に添うよう取り組まなければなりません。サプライヤーは、個人情報の収集、保存、処理、移転、および共有を行う場合、プライバシーおよび情報セキュリティに関する法規制の要件を遵守しなければなりません。

F. 追加項目

1) 貿易管理

貨物の輸出入や技術の提供および仲介貿易取引を実施するにあたり、貿易に関する国際的な取り組みの精神を尊重すると共に、所在国の貿易関連法令および規則を遵守し、当該法令などに反する行為は行わない。

また、米国輸出管理規制の域外適用を受ける場合には、当該法令などに反する行為は行わない。

2) サプライチェーンにおけるセキュリティ確保

各国の AEO 制度および米国の C-TPAT などの国際貿易円滑化に適う制度を積極的に活用し、サプライチェーンにおける貿易円滑化を推進する。

- ① 物理セキュリティ：構内、出荷拠点への従業員や訪問者の入退場管理、施設管理の徹底、セキュリティゾーンの設定により、構内やセキュリティゾーンへの不正侵入を防ぐ
- ② 貨物保全：輸出入貨物の保管および発送において、貨物への不審物の混入および不審者による接触を防ぐ
- ③ 人的セキュリティ：身元の確かな作業者の採用

3) 情報セキュリティ

エプソンが機密保持契約などで提供する情報を秘匿することを要求する場合、秘匿することを要求された情報（物品を含む）およびそれを利用して創出された情報（物品を含む）に対しては、取り交わされた機密保持契約などを遵守する。

IT システムを利用する場合は、コンピューター・ネットワーク上の脅威（不正アクセス・ウィルスなど）に対する技術的防御を講じて、被害の未然防止ならびに発生時の被害拡大防止に努める。

4) 製品安全性

サプライヤーの責任で製品設計を行う場合、製品が各国の法令などで定める安全基準を満足させる。製品設計を行う際には、十分な製品安全性を確保できる設計を行い、製造者としての責任を考慮して販売する。また製品安全性に関しては法令遵守はもとより、通常有すべき安全性についても配慮する。製品安全性の確保には、トレーサビリティ（材料・部品・工程などの履歴追跡）などの管理および問題解決に向けた迅速な対応を含む。

5) 商標、社名使用手続き

エプソンの所有するすべての商標・社名を使用する必要がある場合、エプソン調達担当部門に対して書面をもって申し込みを行う。エプソンによる事前の承認のないまま広告に使用したり、取引の公表などを行ったりすることのないよう管理する。

6) 借用資産の管理

エプソンの所有資産を借用し生産に使用している場合、契約および関係法令を遵守する。また常に正常稼働が可能なように適正な管理を行う。エプソンからの預かり証提出要求・棚卸実施要求・使用状況立入検査要求などに対しては、速やかに対応する。

（注：納入品の生産に必要な設備は、エプソンから貸与することがある。ただし取引基本契約または個別貸借契約が締結され、サプライヤーの管理義務が明確になっていることを必須要件としている。）

7) 事業継続マネジメント（BCM）

サプライチェーン上で災害・事故・新興感染症の蔓延などの異常事態が発生した場合でも、「いかに事業を継続させるか」もしくは「いかに目標として設定した時間内に事業を再開させるか」についてさまざまな側面から対策を講じた行動計画（BCP）を策定し、事業の被害損失を最小限に抑えることを目的とした管理の仕組み（事業継続マネジメント:BCM）を構築する。供給の途絶を発生させないもしくは最小限にとどめることで供給責任を全うする。

7. サプライヤー様への要請事項

エプソンは、サプライヤー様とお互いを尊重しつつ「良きパートナー」として、強固なパートナーシップをもって、エプソンサプライチェーン戦略の実現を目指したいと考えます。サプライヤー様においてもその実現に向け、下記項目の実践・活動の推進をお願いします。

1) CSR を重視した経営を実践

エプソンサプライチェーンの一員として、世界の国々や地域の法令や社会規範などを遵守する良き企業市民として活動し、企業としての社会的責任を果たすことをお願いします。そのための具体的な行動をまとめたものが「エプソンサプライヤー行動規範」です。サプライヤー様におかれましては、「エプソンサプライヤー行動規範」の内容に同意し、ガイドラインに沿った行動・実践をお願いします。

2) 健全で安定した経営基盤の構築

良きパートナーの関係を維持・継続していくために、健全で安定した経営基盤の構築をお願いします。そのために、サプライヤー様のエプソンに対する売上比率（依存度）が過大とならないよう経営努力をお願いします。また、サプライヤー様の経営状況・財務状況などの開示をお願いします。

3) 法令や社会規範の遵守

事業活動のあらゆる面で、事業活動を行う国の法令や社会規範を遵守しなければなりません。どのような関係法令、規範があるかを常に把握・モニタリングし、それを遵守する仕組みを構築していただきますようお願いいたします。

また、エプソンでは調達の倫理として、下記内容を定めております。サプライヤー様におかれましても、ご理解とご協力をお願いします。

- エプソンの社員は、サプライヤーの皆様あるいは今後取引の可能性のある企業様からの贈り物・飲食など接待は、すべて辞退させていただきます。
- すべてのサプライヤーの皆様と公正かつ公平なお取引を基本としていますので、不当な互惠取引はいたしません。

4) 高い技術力

世界中のお客様に喜ばれ信頼される商品とサービスを創り続けることを実践していくために、必要な技術力の維持・強化をお願いします。

5) 適正品質な調達品の継続供給

サプライヤー様から供給していただく原材料・部品などの品質は、エプソン製品の性能を左右し、場合によっては、製品に重大な欠陥を生じさせることがございます。サプライヤー様におかれましては、別途取り交わす品質保証（要求）基準書に沿って確固たる品質保証体制の確立をお願いします。

6) 価格競争力ある調達品の供給

サプライヤー様から供給していただく原材料・部品の価格は、エプソン製品の価格競争力に大きな影響を与えます。市場競争力の高い原材料・部品価格と、積極的で継続的なコストダウン・合理化活動を推進していただくようお願いします。

7) 適時・適量の供給対応力

納入日程の厳密な管理と、高い変動対応力により、原材料・部品の安定供給をお願いします。約束した納期を確保していただくと共に、常にリードタイムの短縮に取り組むことをお願いします。

8) 環境

環境への十分な配慮が不可欠であるとの認識を持ち、製造の過程において生じる社会、環境、天然資源への悪影響を最小限に抑えるようお願いします。

特に生産材サプライヤー様におかれましては、「エプソン生産材グリーン購入基準書」に同意し、それを満足する生産材の提供をお願いします。

9) 責任ある鉱物調達

エプソンの紛争鉱物対応方針に同意し、対応方針に沿った鉱物調達を行うとともに、サプライヤー様におかれましては、紛争鉱物対応方針の制定をお願いします。

また、対象原材料・エリアの拡大など、新たな取り組みを開始した場合は、ご協力をお願いします。

エプソンの紛争鉱物対応方針

コンゴ民主共和国（DRC）およびその周辺国において、人権侵害、環境破壊などを引き起こし、武装勢力の資金源となっている紛争鉱物（金・錫・タンタル・タングステン）は使用しない。

10) 事業継続マネジメントの構築

サプライチェーン上の災害・事故・新興感染症の異常事態などによる供給途絶を未然に防ぐ仕組みの構築(平時の活動)と、有事が発生しても早期に事業を再開し供給が継続できる体制の確立をお願いします。

11) 情報管理の徹底

エプソンとの取引を通じて知り得た機密情報、個人情報には適切に管理・保護するようお願いします。

8. サプライヤー様評価プログラム

エプソンは、サプライヤー様の「エプソングループ調達ガイドライン」への取り組み状況・遵守状況の把握を行い、サプライヤー様と課題を共有し、協働で改善に取り組む活動を推進しています。評価プログラムの選定はお取引規模・内容に応じ、エプソンが実施対象サプライヤー様を決定させていただきます。

評価方法には、「チェックリストによる自己チェック」、「ヒアリング」、「現場確認」、「第三者監査」などがあり、いずれかの方法もしくは複数の組み合わせで実施させていただきます。

また、評価を実施した結果の「改善要望事項」に関しては、迅速な対応をお願いいたします。状況に応じ、エプソンも改善支援を実施させていただきます。改善要望に対し、ご対応頂けない場合や一定期間を経ても課題が解決されない場合は、今後のお取引について再検討させていただきます。

外部信用調査機関の信用評価 評価項目：評価点、業歴、資本構成、企業規模、損益状況、資金現況・経営者など
定期評価：QCDEM 中心に管理レベルを自己評価 評価項目：品質管理(Q)、コスト管理(C)、納期管理(D)、環境管理(E)、マネジメント(M)
詳細評価：エプソンサプライヤー行動規範の遵守状況を自己評価 評価項目：人権、労働、安全衛生、環境、マネジメントシステム、倫理、エプソン独自項目
有事対応力評価：自然災害、火災などの有事の際の対応力を自己評価 評価項目：経営姿勢、リスク対策、非常時対応力、被災現場での復旧力、供給継続力、調達維持力、在庫管理状況など
安全管理評価：火災などの有事発生リスクへの対応状況の自己評価 評価項目：電気・危険有害物質・防災などの管理状況

9. サプライヤー様通報制度について

エプソンは、法令や「エプソングループ調達ガイドライン」などに違反する行為または違反する恐れのある行為について、通報や相談を受け付ける通報窓口を設置しています。

エプソンの業務や役職員などに関して、不正行為や法令・倫理違反、およびそれに準ずる恐れのある行為にお気づきになられた場合、または疑問を持たれた場合は、ご連絡をくださいますようお願いいたします。

通報窓口を開設することにより、より一層企業倫理の確立に努めていきます。

https://www.epson.jp/SR/supply_chain_csr/approach/partnerline_privacy.htm

以上